

令和4年度 社会保障に関する要望書

要望事項		回答	担当課
①職員問題			
1	自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。	現下の厳しい行財政状況のもと、市民サービスの向上及び緊急時における対応において、効率化、合理化といった内容は避けて通れない状況にありますが、職員の適正な採用及び配置に向けて、今後とも努力いたします。	人事課
2	大阪社保協調査によると大阪府内各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。	育児や介護など、時間に制約のある職員もいることから、そのような状況であっても、管理職を目指せる勤務体制の整備を行うとともに、キャリアデザイン研修を実施し、管理職への登用を促進するよう努めてまいります。	人事課
②コロナ対応及び物価高対策			
3	コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。	市民課、保険年金課、収納課等で休日窓口の対応をすでに行っており、今後とも効率的な行政運営を基本とし、必要な人員配置に努めてまいります。	人事課
4	各自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。	当市独自の現金支給制度の創設の考えはありません。 生活困窮者に対しては「くらしサポートセンターあすてっぷ茨木」等において個別にお困りごとを伺い、利用可能な給付制度の案内及び申請手続きのサポートを行っております。	福祉総合相談課
5	生活困難者への上下水道料の減免を行うこと。	きめ細かな日常生活の支援ができるよう、一人ひとりの置かれている状況や環境に応じ、また、時機に応じた支援に努めてまいります。	下水道総務課 営業課
③子ども・シングルマザー・貧困対策関係			
6	子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査を実施するなどして実態をつかむこと。	大阪府において「子どもの生活に関する実態調査」の実施を検討されていることから、本市独自での実態調査は予定しておりませんが、新型コロナウイルスの感染状況や国・大阪府の動向を注視し研究してまいります。	子育て支援課 こども政策課
7	子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。	窓口での一部負担金につきましては、受益と負担の適正化を図り、一定の負担をしていただくことで持続可能な制度とするため大阪府が導入したものであり、府内共通の制度として実施していることから、各市町村との整合性を図る上からも必要な制度であると考えております。 また、入院時食事療養費につきましては、大阪府が平成25年度にひとり親医療費助成、平成27年度にこども医療費助成を廃止しましたが、本市では、子育て支援の一環でこども医療費助成のみ実施してきました。しかしながら、自宅で療養している子どもとの公平性の観点や、対象年齢拡充に伴う経費増に鑑み、令和3年10月1日から助成対象外としております。	こども政策課

令和4年度 社会保障に関する要望書

要望事項	回答	担当課
<p>8 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。</p>	<p>地域で活動する子ども食堂やフードパントリー事業とは適宜連携をしており、地域で活動する団体から行政に対し困窮世帯の支援依頼があり支援を開始する事例も多数あります。また「くらしサポートセンターあすてっぷ茨木」では、困窮世帯に対しフードバンクによる食糧支援を行っております。</p>	<p>福祉総合相談課</p>
<p>9 小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。</p>	<p>小学校給食は全校自校式による完全給食を、中学校給食は現在、選択制のデリバリー方式による完全給食を実施しており、令和7年に、全員喫食によるセンター方式による完全給食を実施予定です。 令和4年度は、コロナ禍の物価高騰による保護者の経済的負担軽減のため、小学校給食費を無償化いたしました。恒常的に無償とする考えはありません。 また、休校中・長期休暇中の給食提供については、感染拡大防止の観点から、小学校の調理場等を使用した給食の提供は困難であると思われまます。 保育所・こども園・幼稚園の食材料費につきましては、国におきましても、在宅で子育てする場合でも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担とされていることから、保護者が負担していただくことが原則であると考えております。</p>	<p>学務課 保育幼稚園事業課</p>
<p>10 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。</p>	<p>児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、DV、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところではありますが、児童扶養手当の事実婚やDV等の支給要件の確認に際しては、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行っているところであります。 また、民生委員による「状況確認書」は、児童扶養手当の適正な受給を確保するため必要なものであるため、現在のところ廃止する予定はございません。</p>	<p>こども政策課</p>
<p>11 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。</p>	<p>学校保健安全法施行規則に基づき、各校で歯科検診の結果を保護者あてに通知し、未処置歯等の状況を把握するとともに、治療を要する児童生徒の保護者には受診勧奨を行い、受診結果を管理しており、現在のところは、教育委員会で調査、把握を行う考えはありません。 第三者による付き添い受診については、本人のニーズによりスクールソーシャルワーカーが同行支援をしている場合がありますが、現在のところは制度化する考えはありません。 給食後の歯みがきについては、過去より学校ごとに取り組んでいますが、コロナ禍においては、取り組みを控えている学校もあります。またフッ化物洗口については、現在のところは実施する考えはありません。</p>	<p>学務課 学校教育推進課</p>

令和4年度 社会保障に関する要望書

要望事項		回答	担当課
12	「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。	ヤングケアラーへの支援につきましては、今年度子どもと接している小中学校の教職員をはじめ、コミュニティソーシャルワーカー等地域の支援者を対象に実態調査を行い、今後の必要な施策等について検討してまいります。	こども政策課
13	子どもたちが進学をあきらめずにすむように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。	高校等に進学を希望する生徒を対象とした給付型の奨学金制度を実施しています。奨学金制度に関する情報は、毎年冊子を作成し、市内中学3年生全員に配付しています。	学務課 学校教育推進課

令和4年度 社会保障に関する要望書

要望事項	回答	担当課
④医療・公衆衛生		
<p>14</p> <p>コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料PCR検査の実施など、いつでも簡単にPCR検査ができるようにすること。</p>	<p>地域医療構想につきましては、府に対し、地域医療構想調整会議において大阪府地域医療構想達成の推進に係る議論が十分尽くされるよう調整機能を果たされたい、との要望を行っております。</p> <p>福祉施設等における感染拡大防止に向けて、国・府・市が適切な役割分担・連携のもと、施策を講ずることが重要であると捉えていることから、感染状況に応じた適切な対応を図るとともに、国・府に対しては府市長会等を通じ適宜要望を行ってまいります。</p> <p>介護福祉施設については、かかりつけ医が、PCR検査が必要と判断した感染疑いのある軽症者を対象にPCR検査料等の検査費用を本市で負担する事業を実施するなどPCR検査体制の充実を進めております。</p> <p>障害福祉施設については、定期的な無料PCR検査を実施しておりませんが、行政検査対象外の障害福祉サービス事業所等の職員及び利用者に対するPCR検査等費用助成を行っています。</p> <p>保育所等については、安定的な事業実施を促進し、保育所等に通う児童が必要なサービスを継続的に受けることができるようにすることを目的に、保育所等を運営する事業者もしくは利用者に受検させるPCR検査または抗原検査に要する経費について、令和3年度から助成金を交付しています。</p>	<p>医療政策課 健康づくり課 長寿介護課 障害福祉課 保育幼稚園事業課</p>
<p>15</p> <p>第5波・第6波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランキング(慶応大学・濱岡豊教授調査)では大阪府は最下位となっている。大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望すること。</p>	<p>大阪府におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況などを踏まえ、保健所機能の強化などに取り組まれているものと考えておりますが、今後も、必要に応じ市の考えを伝えてまいります。</p>	<p>健康づくり課</p>
⑤国民健康保険		
<p>16</p> <p>コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。こどもの均等割は無料とすること。</p>	<p>令和4年4月より、政令の基準にもとづき、未就学時における均等割保険料の軽減措置を実施しております。国に対し軽減対象年齢の拡大等の要望を行うとともに、さらなる公費の拡充により被保険者の負担軽減を図るよう国や府に対し要望を行ってまいります。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>17</p> <p>多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることをみとめ、2024年度の完全統一を延期するよう大阪府に意見を上げること。</p>	<p>国民健康保険料の算定につきましては令和6年度に予定されている保険料府内統一において保険料の急増が生じないよう、一般会計繰入や府の交付金等を活用し、上昇抑制を計りながら保険料の算定を行っております。</p> <p>そして、府内統一保険料率の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響や、保険料の上昇要因を分析し、保険料の上昇を抑制する方策を検討するよう府に対し要望を行っております。</p>	<p>保険年金課</p>

令和4年度 社会保障に関する要望書

	要望事項	回答	担当課
18	国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免については2020年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。	国民健康保険傷病手当金の支給対象者につきましては、国の財政支援措置の対象要件に基づき実施してまいります。各種制度の周知について、減免制度につきましては納付書発送時に同封しているお知らせに記載し、傷病手当金や徴収猶予、一部負担金減免につきましては、広報や市ホームページに掲載し周知に努めております。減免制度の拡充については、負担の公平性の観点から大阪府国民健康保険運営方針に定められている統一基準に基づき、適切に実施してまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置における財政支援措置拡充につきましては、国や府に対し要望を行っております。減免申請につきましては、ホームページに申請書を掲載し、ダウンロードしていただくことができます。その他の制度につきましても郵送での申請等、柔軟に対応してまいります。	保険年金課
⑥特定健診・がん検診・歯科健診等			
19	特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。	ここ2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と比較して受診率が低下したところではありますが、今後も、市民の利便性をふまえた、より効果的な取組を検討してまいります。	健康づくり課
20	歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。	本市の健康増進計画である「健康いばらき21・食育推進計画」において、市民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めることを目的として「歯と口の健康」を施策として定めていることから、現在のところ条例及び歯科口腔保健計画策定の考えはございません。成人歯科健診対象者の18歳以上への拡充及び自己負担額の無料化は、現在のところ実施する予定はございません。また、令和4年度の訪問歯科健診につきましては、実施期間を通年実施にするとともに期間を延長しております。なお、70歳以上の方、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方などは、無料で受診できることとしております。また、妊娠の届出をされた妊婦の方を対象に、「妊婦歯科健康診査」を実施しているところです。	健康づくり課 子育て支援課
⑦介護保険・高齢者施策			
21	高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。	介護保険料は、負担能力に応じて設定されており、本市の介護保険料についても、基金等を活用し、適正に設定したものであると考えております。一般財源からの繰り入れは考えておりません。また、本市において基金は適正に積立しております。	長寿介護課
22	非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。	低所得者に対する軽減措置の実施は、国の特別対策により実施されており、独自の減免制度について検討する予定はございません。ただし、対象者の拡大については大阪府課長会を通じて国へ要望しております。	長寿介護課

令和4年度 社会保障に関する要望書

要望事項	回答	担当課
<p>23 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）改定の影響の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。</p>	<p>社会福祉法人等による減免措置など低所得者に対する介護サービス軽減措置はすでに行っているため、利用料を無料とする制度の創設は考えておりません。また、2021年8月の制度改正に伴う自治体独自の減免措置も実施する予定はございません。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>24 総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について</p> <p>イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。</p> <p>ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。</p>	<p>イ サービスの利用につきましては、適切なケアマネジメントを通じて利用者の状態に応じたサービスを提案し、本人が選択することとなっています。また、認定有効期間終了の60日前には案内を送付するなど必要な方には認定申請を受け付けております。</p> <p>ロ 国の報酬改定等の動向を注視し、近隣市の状況等を勘案しながら、サービスの単価を設定しています。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>25 居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）に対する支援について</p> <p>イ、「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと</p> <p>ロ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。</p>	<p>イ 届出の案内や検討会議の際に、利用制限を行う趣旨でないこと、自立支援・重度化防止の観点から行うものであることを伝えていきます。</p> <p>ロ 介護サービスの利用につきましては、適切なケアマネジメントを通じて、必要なサービスが過不足なく提供できるよう、支援して参ります。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>26 保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。</p>	<p>サービスの利用については、適切なケアマネジメントを通じて、必要なサービスが過不足なく提供できるよう努めます。</p>	<p>長寿介護課</p>

令和4年度 社会保障に関する要望書

要望事項	回答	担当課
<p>27 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによりかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。</p>	<p>実態調査及び補助制度創設の考えはありません。 熱中症予防策については、市ホームページで周知を図っているところですが、高齢者の心身の状態や生活環境等の条件により注意すべき事柄がいくつかあり、必ずしもクーラーの設置・利用だけで解決するものではありません。 熱中症予防の関する知識の普及・啓発については、引き続き、関係施設及び事業所への周知のほか、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等を通じて、市民への周知に努めます。 見守りネットワークについては全32小学校区に、行政、CSW、民生委員、社会福祉協議会、事業者、NPO等が連携し「健康福祉セーフティネット」を構築しております。 生活保護制度におきましては、保護開始時点で冷房機器をお持ちでない生活保護受給者に対して、基準内での購入費及び設置費の支給が可能です。 また、電気料金に対する補助につきましては、市長会等を通じて、国に対し生活保護における夏季加算の創設を要望しております。</p>	<p>福祉総合相談課 長寿介護課</p>
<p>28 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。</p>	<p>第8期介護保険事業計画において、年次的に、また圏域ごとに地域密着型介護老人福祉施設を2か所の整備を、また施設に近い居住系サービスとして、認知症グループホーム4か所を整備する予定としています。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>29 介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。</p>	<p>市内における介護人材を量および質の両面から支援するため、本市独自の介護人材確保事業を展開しております。また、国へは、予てより、介護従事者の処遇改善のため、介護処遇改善交付金の拡充を要望しているところです。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>30 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。</p>	<p>市独自の助成制度創設の考えはありません。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>⑧障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療</p>		
<p>31 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。</p>	<p>関係法令等に基づき、適切に運用しております。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>32 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。</p>	<p>法の原則を踏まえ、本市では、65歳到達にあたり介護保険への申請勧奨を行うとともに、未申請の際には、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけおります。 支給決定については、関係法令等に基づき、適切に決定しております。</p>	<p>障害福祉課</p>

令和4年度 社会保障に関する要望書

要望事項	回答	担当課
33 2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和4年4月）」に明記されている内容に基づき運用を行うこと。	関係法令等に基づき、適切に運用しております。	障害福祉課
34 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。	関係法令等に基づき、適切に運用しております。	障害福祉課
35 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。	介護保険サービスの適用関係については、「茨木市障害福祉サービス等支給決定基準」に記載し市ホームページに掲載しております。	障害福祉課
36 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること。	現在のところ当該事項について国に求める考えはありません。	障害福祉課
37 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること。	現在のところ当該事項について国に求める考えはありません。	障害福祉課
38 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。	総合事業においても、これまで同様に対象者の状態に応じた適切なサービス利用を提供してまいります。	長寿介護課
39 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。	障害者の福祉サービスについては、関係法令等に基づき利用者負担額の決定を行います。障害福祉サービスの負担上限月額が障害者総合支援法施行令に規定されております。非課税世帯の負担上限月額は無料です。また、訪問介護利用者負担額減額補助制度等による負担軽減は実施しておりますが、障害者の福祉サービス及び介護サービスを一律に無料にする考えはございません。	障害福祉課 長寿介護課
40 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。	令和4年10月1日、後期高齢者医療制度の2割負担が導入された影響により、重度障害者医療費の公的支出増額が見込まれます。真に必要な方への助成を継続していくために、自治体独自の制度の拡充や創設は難しいと考えております。	障害福祉課

⑨生活保護

令和4年度 社会保障に関する要望書

要望事項	回答	担当課
<p>41 コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいるその原因を明らかにすること。申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。</p>	<p>コロナ禍において生活保護申請数等がそれほど増加していない理由としましては、国や自治体による各種給付事業や貸付事業等の諸施策が影響しているものと考えております。また、扶養照会につきましては、生活保護法第4条に定める保護の補足性の原理により、扶養は保護に優先するものと定められております。ただし、虐待や交流状況等の個別の事情によっては扶養照会を行わない等、国の通知に基づき適切に対応しております。また、相談に来られた方が明確に保護の申請意思を表明された場合には、個別の状況に関わらず申請を受理しております。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>42 札幌市など全国各地で作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。 (札幌市生活保護ポスター https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf)</p>	<p>本市ホームページの生活保護の紹介欄に「生活保護の申請は国民の権利です。」と明記しているほか、市広報紙でも年2回生活保護の相談案内を掲載し、制度の周知に努めております。ポスターの作成については行う予定はありません。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>43 ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。</p>	<p>福祉専門職の正規採用は検討しておりませんが、職員数につきましては、ケースワーカーの標準数を満たすよう引き続き適正配置に努めてまいります。ケースワーカーの研修につきましては、課内での研修のほか、国や府が開催する研修に参加する等、ケースワーカーの資質向上に取り組んでおります。また、相談窓口において生活保護の申請意思を示された方には申請書を交付しており、申請権を侵害するような対応はしておりません。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>44 シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。</p>	<p>シングルマザーや独身女性の相談者、受給者に対して、担当者が同性でなければ人権侵害であるという認識は特にはございませんが、DV被害を受けている等の特別な配慮が必要な方に対しては、同性職員による訪問や複数人で対応を行う等、状況に応じた配慮を行っております。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>45 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)</p>	<p>「生活保護のしおり」については、はじめに生活保護は国民の生存権を保障する国の制度であることを記載し、保護の原理・原則、しくみ、開始手続、保護を受けた場合の権利・義務などを詳述して作成しており、市民の目に触れやすいよう常時カウンターに配架しております。また、相談者に対しては生活状況等をお聞きし、制度内容について丁寧に説明を行い、生活保護の申請意思を有する方に申請書を交付しておりますので、申請書の常時配架は考えておりません。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>46 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。</p>	<p>原則、医療機関の受診については医療券を交付しておりますが、休日、夜間等の緊急時は「生活保護受給者証」で対応しており、医療証の作成を国に要望する予定はございません。健診受診につきましては、年度当初に対象者の方々に受診券を送付するとともに、事前申請を不要とする運用に改め、受診率の向上に向けた取り組みを行っております。</p>	<p>生活福祉課</p>

令和4年度 社会保障に関する要望書

要望事項		回答	担当課
47	警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。	警察官OBについては、暴力団対策や生活保護の適正実施の観点から、面接相談やケースワーカーの訪問調査活動の補助のため配置しております。また、「適正化」ホットライン等については実施しておりません。	生活福祉課
48	生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。	生活保護基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡を検証したうえで社会保障審議会において決定され、この基準をもとに全国一律の運用がなされておりますことから、引き続き現行の基準を適用してまいります。	生活福祉課
49	住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。	住宅扶助の経過措置及び特別基準については、世帯の状況を確認したうえで必要と認められる世帯に適用しております。	生活福祉課
50	医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。生活保護利用者の国保加入については反対を表明し国に意見を上げること。	医療扶助については、医療扶助運営要領に基づき適切な運営に努めており、国に要望等を行う予定はありません。また、生活保護利用者の国保加入については、その動向を注視するとともに法改正があった場合には適切に対応してまいります。	生活福祉課
51	国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。	大学生、専門学生については、本来同一世帯員として取り扱うべきところを世帯の将来の自立のために例外的に世帯分離を認めているものであり、進学については世帯の意思を尊重し、状況に応じた世帯の認定・保護の実施を行っております。またその取扱いにつきまして、特に国に要望する予定はございません。	生活福祉課